

クリーンセンター再整備工事の協議の経過報告

1 前回クリーンセンター再整備に関する特別委員会（3月7日）以降の経緯

日付	内容
3月7日（金）	クリーンセンター再整備工事に関する特別委員会
3月10日（月）	共和化工(株)に対し、請負代金額の変更について（通知）する。 変更金額：0円 決定理由：提出された資料では、請負代金額を変更すべき客観的かつ公的な根拠に基づく金額が提示されているかが確認出来なかったため。引き続き、請負代金額の変更について協議を求める場合は、客観的かつ公的な根拠に基づく金額を相当な資料とともに提示のうえ再度協議を求めること。
3月14日（金）	令和6年度補正予算議案可決
3月31日（月）	第3回出来高検査：982,342,900円
4月24日（木）	定例会議 ☐ 汚染土の処分について協議を求められる。
4月25日（金）	共和化工(株)から下記の書類が提出される。 ☐ 請負代金額の変更及び賃金または物価変動に基づく請負代金額の変更について（別添1）
5月9日（金）	代理人弁護士相談 ☐ 4月25日提出文書 ☐ 汚染土の処分 4月25日に共和化工(株)から提出された文書の対応について、担当が趣旨確認したい旨申し入れしたが、担当同士ではなく代理人を交えての協議を求められた。
5月14日（水）	汚染土については、実績に基づく実費相当額で清算すること

	を回答。
5 月 26 日（月）	双方代理人弁護士同席のもと共和化工(株)と協議 ☐ 増減工事及び賃金又は物価変動に基づく請負契約金額についてあらためて協議をしていくこと確認した。
6 月 4 日（水）	共和化工(株)から増減工事について再度説明を受けた。 ☐ 増減額：84,554,800 円 ☐ 共和化工(株)の増減額要求額に対して町が査定した金額を提示し協議を進めていく。 ☐ 賃金又は物価変動に基づく請負契約金額の変更については、増減工事の結果をもって協議を再開する。

令和 7 年 4 月 25 日

葉山町長 山 梨 崇 仁 様

請負代金額の変更及び賃金または物価変動に基づく請負代金額の変更について

共和化工株式会社 関東支店

支店長 高 田 真 人



葉山町クリーンセンター再整備工事に關し、現下の状況を鑑み誠心誠意完成に向けて取り組んでいるところでございます。今般、試運転を実施する状況まで進捗しましたことから、令和 7 年 2 月 27 日付け「賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更について（通知）」及び「令和 7 年 3 月 10 日付け請負代金額の変更について（通知）」に対する弊社の見解を下記のとおり提示しますので、ご対応のほどよろしくお願い申し上げます。尚、令和 6 年 12 月以降に発生した追加工事がありますことを申し添えます。

記

これまでの経緯として、増減工事の内容と金額が定まらなると、基準となる「工事内訳書（当初）」が確定できないことを説明したうえで、令和 6 年 9 月 30 日に増減工事について協議を行いました。同日に「資源物棟」の建築確認申請が完了して設計数量がおおよそ確定したので、早急に「工事内訳書（当初）」を作成する必要がありました。その後も指摘事項に関しては都度対応しておりましたが、令和 6 年 12 月 12 日貴町から「申入書」が届き、その協議が中断したため、結果的に増減工事の合意がないままに令和 6 年 12 月 25 日に「工事内訳書」を「当初、設計変更（増減）、物価スライド」の 3 案提出に至りました。その後、増額項目としていた「破除袋機」に関して増額を認めない旨の通知が令和 7 年 1 月 15 日に届き、反論はあるものの工事の進捗に影響が出ることを危惧し、一旦通知通りに破除袋機を増額工事から除外した「工事内訳書」を令和 7 年 1 月 28 日に提出致しました。

令和 7 年 2 月 5 日貴町代理人事務所にて協議を行い、引き続き同年 2 月 13 日の協議にて、増額項目に関しては、一部修正しておりますので、その段階での増減工事の各項目及び内容については概ね同意を頂いていると認識しております。この中で、提示金額の根拠に関する追加資料の指示がありましたので、施工者として最大限提出することが可能な資料を令和 7 年 2 月 18 日及び令和 7 年 2 月 26 日に提出しております。令和 7 年 2 月 27 日 17 時から工期延長に関する件と増減工事及びスライド協議を継続する協議を行いました。提出した資料の説明に至っておりません。令和 7 年 3 月 10 日付け「請負代金額の変更について（通知）」を頂いておりますが、弊社として提出資料の説明する機会を頂いておりませんので、早急に協議をお願い致します。なお、上記提出済の資料をよりわかりやすくまとめた資料も用意しております。

また、令和 7 年 2 月 27 日付け「賃金又は物価変更に基づく請負代金額の変更について（通知）」を頂いておりますが、弊社が令和 5 年 9 月 14 日町長面談による合意事項として認識し、令和 6 年 4 月 1 日としておりますことに関し、根拠資料を提出しておりますので提出日のみ変更が必要であれば対応致します。近年の予期することが出来ない物価上昇に関する対応の趣旨を何卒ご理解の上ご対応頂きますようお願い申し上げます。

以上